

出雲ドーム広告看板掲出要領

出雲健康公園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に定めのない事項について、以下の取扱とする。

1. 看板作成・設置 看板用ボードは施設管理者が設置します。
看板の作成と設置費用は貴社のご負担となります。
(※看板業者の斡旋も行います。ご相談ください。)
2. 広告看板の管理 施設管理者が清掃等の日常管理を行います。ただし、施設管理者の責任によらない場合（天変地異等）については、この限りではありません。
3. 広告看板使用料 原則として1ヵ年分を前納でお願いします。
4. 契約期間中の
 解約について 契約期間中に契約解除の申し出を受けた場合、当該年度分については広告料の返納はできません。なお、解約の申し出は2ヶ月前までをお願いします。
5. 看板掲出の
 申込方法 施設管理者「NPO法人出雲スポーツ振興21」へ申請書の提出をお願いします。
6. 申込み先及び
 問い合わせ先 〒693-0058
 出雲市矢野町999番地
 NPO法人 出雲スポーツ振興21
 TEL (0853) 25-1006
 FAX (0853) 25-0106

広告使用料（1ヶ年分）

| 設置場所 | 規模 | 使用料(円/1枚/12ヵ月) | | |
|---|--------------------|----------------|---------|---------|
| | | 基本額 | 2枚目の額 | 3枚目以降の額 |
| 電光表示盤を挟んで 左右各4カ所 | 縦1.2m×横 8.28m以内 | 314,285 | 220,000 | 157,142 |
| ライトファウルポールの左2カ所 レフトファウルポールの右2カ所 | | 209,523 | 146,666 | 104,761 |
| ライトファウルポールから レフトファウルポールまで 内野側20カ所 | | 104,761 | 73,333 | 52,380 |